

令和7年度 随意契約一覧表(税務部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	市民税課	吹田市市税の帳票印刷、印字及び封入・発送業務(令和7年4～10月)	納税義務者へ送付する納税通知等について、帳票の印刷、印字及び封入・封緘を行い、本市が指定する場所へ納品する業務。	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市中央区平野町2丁目1番2号 共同印刷西日本(株)	単価契約 市民税普徴・ 年金特徴通知 書(一般分) 1通につき4.4 円 市民税普徴・ 年金特徴通知 書(口振分) 1通につき12.1 円 他109項目 執行予定総額 35,304,483円	本業務は本市税務システムが令和7年11月に新システムへ移行する前の移行期間の業務であり、一般競争入札を実施したとしても、契約期間が短いため、新規参入業者はスケールメリットが得られず、旧税務システムに対応した印字システム等を引き続き使用できる現行業者のほうが経費面で有利であることを同業他社から徴取した見積書の比較にて確認したことから、当該事業者と単独随意契約を締結するものです。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第6号【物品・委託役務関係業務】(4)現に契約履行中の事業者に引き続き実施させた場合、入札に付すよりも経費の節減が確保できる等有利と認められるときに該当)
2	市民税課	吹田市基幹系システム再構築(税務システム)運用保守業務	吹田市基幹系システム再構築(税務システム)運用保守業務	令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで (令和7年4月1日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan(株) 関西公共第二ビジネス部	52,538,882円	今年度予定している新税務システムが稼働するまでの間、現行システムを利用する必要があるため運用保守業務を委託するものであり、現行システムの保守作業については、現行の税務システム構築業者である当該業者でなければ業務を実施することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)、【物品・委託役務関係業務】カに該当)
3	市民税課	吹田市基幹系システム再構築(住登外システム)運用保守業務	吹田市基幹系システム再構築(住登外システム)運用保守業務	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan(株) 関西公共第二ビジネス部	7,700,825円	令和7年1月に新住記システムが稼働したが、新税務システム稼働までは引き続き現行住登外システムに宛名情報を連携する必要があるため運用保守業務を委託するものであり、現行の住登外システム構築事業者である当該業者でなければ業務を実施することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)、【物品・委託役務関係業務】カに該当)
4	資産税課	固定資産評価支援システム運用保守業務	固定資産評価支援システム運用保守業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市中央区南船場2丁目3番2号 国際航業(株) 大阪支店	22,616,000円	令和5年度に更新された固定資産評価支援システムを開発した業者であり、他社が同システムを使用・保守することが不可能であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)、【物品・委託役務関係業務】カに該当)

5	資産税課	登記異動処理システムの使用及び保守に関する業務	登記異動処理システムの使用及び保守に関する業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	東京都中央区八丁堀2丁目21番2号 (株)ダイショウ	4,620,000円	現在運用している登記異動処理システムを開発した業者であり、他社が同システムを使用・保守することが不可能であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)、【物品・委託役務関係業務】カに該当)
---	------	-------------------------	-------------------------	---	-----------------------------------	------------	---

6月分については対象案件はありません。